

ふるさと納税返礼品の地場産品基準の誤りについて

ふるさと納税返礼品の一部に関して、総務省への申請と実態が異なる状態となっている事案がありました。

概要

ふるさと納税返礼品として提供するアスパラガスについて、返礼品提供事業者に対する確認を行ったところ、地場産品基準1号としていた返礼品について、一部隣接市町村地籍（飯山市）との混在の可能性があることが判明した。

<参考>

1号類型…当該地方公共団体の区域内において生産されたもの

混在を認知した経過

令和7年3月18日の長野県が行った自主点検を実施し、返礼品の確認を行ったが、当該圃場区域については区域内であると誤認していたため、覚知に至らなかった。その後、5月13日に生産者から近隣市地籍で生産している旨の報告があり、他市町村で収穫したアスパラガスが混在している可能性があることを確認した。

当該返礼品の概要

アスパラガス

本事案の原因

当該圃場区域については、隣接する市と当村の地籍が混在する場所にあるが、当村からの農業用水の引水や、農業政策に係る補助金等の給付、村が春先に農道除雪を行うなど、実質的に当村の圃場区域として営農をしてきた。そのため、「区域内」という意識が定着しており、行政区域によって圃場を区別することなく営農しているのが実情である。このような事情のもと、生産者もふるさと納税を担当する職員も当村の圃場区域であると認識し、地場産品基準1号として総務省へ指定申出をしていた。

今後の対応

- (1) 当該返礼品について、総務省へ指定申出している地場産品基準1号に適合する生産品のみ返礼品として取扱う。
- (2) 返礼品提供事業者との契約においては、総務省告示第2条第3号の規定による必要な規定は設けているので、当該契約に基づき、返礼品取扱事業者に対し必要な調査・確認などを定期的に実施し、総務省への指定申出に変更がないかなどを確認する。
- (3) ふるさと納税を担当する職員において十分な引継ぎを行い、制度を熟知させるとともに、知識や経験を持つ専任職員の配置を検討する。
- (4) 令和7年度に申込みのあった寄付359件について、既に発送した10件20Kgは区域内で生産された返礼品であることが確認された。また、残りの349件については当該圃場区域を精査したところ、生産者グループの6者のうち2者の圃場を区域内と確認したので、当該圃場から収穫したアスパラガスのみを返礼品として送付する。

■問い合わせ 野沢温泉村 総務課企画財政係（担当：天谷）

■連絡先 電話 0269-85-3111／FAX 0269-85-3913

電子メール kikaku@vill.nozawaonsen.nagano.jp